

別表第 2

○専用部分○

場所	修繕等の内容
玄関	1. ドア、クローザー、錠の補修 2. 吊戸棚、物置、下駄箱の補修 3. 傘立、室名札、帽子掛、郵便受、レバーストッパー、カーテンレール、の補修
台所	1. 流し台、コンロ台、戸棚類、防虫網の補修 2. 水道蛇口（混合水栓を除く）パッキン、流し台のワントラップのワン、排水目皿、ガスコック、換気扇（ダクトのあるものは除く）の補修
浴室 洗面所	1. 洗面化粧台（洗面器を含む）、トラップ、洗濯機防水パン、換気扇（ダクトのあるものは除く）の補修 2. 給湯器、風呂釜の補修（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器、その他基幹部品の取替えを除く。） 3. 浴槽及び付属品の補修 4. すのこ、排水トラップのワン、排水目皿、シャワーヘッド、ガスコック、排筒附属部品、水道蛇口、タオル掛、カーテンレール等の補修 5. ドアノブ等の建具附属品の補修
居室	1. ドア・クローザー、カーテンレール、ガスコックの補修
トイレ	1. 便器、便座等、換気扇（ダクトのあるものは除く）の補修 2. ロータンクの部品、ペーパーホルダー、扉の蝶番、錠等の補修
電気設備	1. ブザー、チャイム、インターホンの補修 2. アンテナ、配線、部品等の補修 3. 各種スイッチ、プレート、コンセント、グローブ、ローゼット、支持金具の補修 4. 居室以外の照明装置（直付）の補修 5. 電球・蛍光灯等の部品の取替及び補修

場所	修繕等の内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物置の錠、棚板、水道管の保温巻（地下埋設分を除く）、各種器具類の補修 2. 壁、天井の塗替え、壁クロスの張替え（原則として一面単位とする。パテ埋め等の下地処理を含む。塗装皮膜のひび割れ、浮き、剥離並びに結露、風通不足によるカビ等。） 3. 本校が設置した網戸の網、その他建具付属器具類（把手、引手、鍵、蝶番、戸車）の補修 4. ガラスの入替え及びパテ（ゴムパテを含む）の詰替え 5. 床の補修 6. 上記に例示したものの他、上記に類似する軽微な補修及び部品等の取替え（通常の使用による摩耗、経年による老朽化等） 7. 入居者の不注意、管理不十分による損傷等の修繕

◇共用部分◇

修繕等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自転車置場、外灯等の定期的な塗装、電球、カバーの補修 2. 集合郵便受、掲示板及び案内板の補修 3. 共聴アンテナ、配線、部品等の補修 4. 給排水施設、外灯、階段灯、廊下灯の電気料等 5. 共同水栓、浄化槽の補水等の水道料 6. 受水槽、高置水槽、揚水ポンプ及び屋内外の給水管にかかる日常点検、調整等の費用 7. 浄化槽及び屋内外の污水管、雑配水管にかかる点検、調整、薬剤投入、清掃等の費用 8. 除草費用 9. 消火器の点検、及び薬液取替え等の費用 10. その他軽微な補修と担当職員が判断したもの